固定資産関係証明交付申請書の手引き

下記の証明を取得する際に「固定資産関係証明交付申請書」を使用してください。

証明の種類			用　途
1	土地・家屋評価証明		所有権移転登記、相続税等の申告、訴えの提起、銀行ローン申込、融資に対する保証人設定、遺言書作成時等
2	土地・家屋課税証明 （公租証明・公課証明）		不動産売買時の固定資産税の按分算定、貸家・貸地等の確定申告、競売申立て等
3	名寄帳　（名寄証明）		相続税等の税務申告、自己の所有資産の確認等
4	無資産証明		開発申請等
5	その他		
	Ⅰ	土地・家屋課税台帳	対価を支払っている借地人・借家人等の対象となる固定資産の課税内容の 確認等
	Ⅱ	その他	

○ 申請書の提出に併せて申請者の身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）の提示が必要です。

○ 所有者本人及び同居の親族（住民登録上同一世帯内の親族）、納税管理人以外の方が申請する場合、原則として委任状（又は代理人選任届）が必要です。

○ 所有者が法人の場合、法人の代表者印を御持参頂くか、法人の代表者印が押印された委任状（又は代理人選任届）が必要です。

○ お亡くなりになられた方の証明を相続人が申請される場合、所有者（被相続人）の死亡の事実が記載された戸籍謄本、除籍謄本等（住民票は不可）と、申請者（相続人）と所有者（被相続人）の相続関係が記載された書類（戸籍謄本、除籍謄本、公正証書遺言等）が必要です。戸籍謄本等を「法定相続情報一覧図の写し」（法務局の登記官の認証文が付されたもの）に代えることも可能です。

○ 成年後見人の申立てをする方（物件所有者の親族）が申請する場合、四親等内の親族であることを確認できる戸籍謄本等及び家庭裁判所に提出する後見開始申立書の写しが必要です。

○ 競売の買受人が申請する場合、代金納付期限通知書（裁判所発行）が必要です。
発行できるのは評価証明のみです。

○ 公売の買受人が申請する場合、売却決定通知書（官公庁発行）又は不動産等の最高価申込者決定通知書が必要です。
発行できるのは評価証明のみです。

○ 訴訟当事者が申請する場合、裁判所へ提出する訴状又は申立書の写しが必要です。
発行できるのは評価証明のみです。

○ 民事執行（競売等）の申立人が申請する場合、競売申立書又は仮差押申立書が必要です。
発行できるのは課税証明のみです。

○ 借地人・借家人が申請する場合、賃貸借契約書が必要です。
発行できるのは土地・家屋課税台帳のみです。

【問い合わせ】
川越市 財政部 資産税課 管理担当
ＴＥＬ　０４９－２２４－５６４２　（直通）